

各位

令和 6 年 8 月 26 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

**【お知らせ】労働者死傷病報告の報告事項が改正され、原則電子申請が義務化されます
(令和 7 年 1 月 1 日施行)**

(周知依頼文より抜粋)

関係団体の皆様

(BCC にてお送りいたします。)

平素より大変お世話になっております。
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課です。

令和 7 年 1 月 1 日より、改正安衛則等の施行により労働者死傷病報告の報告事項が改正され、原則電子申請が義務化されます(※)。

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに e-Gov を介して電子申請できます。令和 7 年 1 月 1 日からの改正事項や当該サービスの使い方など、詳細は以下のページをご覧ください。

労働基準局 電子申請のご案内 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

なお、本件について、9 月中に関係団体の皆様を対象としたオンライン説明会の開催を予定しておりますので、追ってご案内いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

